

皆野町の学校教育の在り方に関する提言

令和6年11月

皆野町学校教育の在り方検討委員会

目次

はじめに	2
学校教育の在り方に関する提言	3
1. 町立小学校の統合について	3
2. 学校将来像について	4
参考資料 皆野町学校教育の在り方検討委員会設置要綱	6

はじめに

近年、全国的に人口減少及び少子化が進み、特に地方においてその傾向が著しく、皆野町においても、急速かつ大幅に子どもが減少し続けています。町内の小・中学校4校いずれにおいても、学校小規模化による様々な課題が生じており、また、学校施設の老朽化などもあり、現在の教育体制および学校施設をそのまま維持していくことが困難な状況にあります。

このような現状を踏まえ、皆野町にとって最適な教育環境とはどのようなものなのかを検討し、これらの課題を解決していくため、令和5年7月、皆野町教育委員会により、「皆野町学校教育の在り方検討委員会」が立ち上げられました。有識者、PTA会長、行政区長、学校長、町職員らによって組織されたこの検討委員会では、少子化による教育への影響、学校と地域の関わり方、学校の統合・再編の必要性など、様々な角度から意見交換を行い、検討・議論を進めてきました。

令和6年6月、それまでの検討結果を踏まえ、皆野町は「町立小学校の統合・再編は不可欠であり、その時期・方法について検討し、12月までに方針決定したい」との指針を示しました。

これを受け、検討委員会では、より具体的な議論・研究活動を進めました。会議での協議(全9回)に加え、学校視察(全5回)等の事例研究も精力的に行い、議論や見識を深めてきました。また、町内の中学生までの全保護者を対象に実施された「皆野町学校教育の在り方に関する保護者アンケート調査」の結果も、注意深く受け止め、議論を発展させてきた次第です。

そして、この度、皆野町立小学校の統合・再編や、今後の学校教育の在り方に関し、望ましい方向性として一定の結論をまとめましたので、皆野町及び皆野町教育委員会への提言といたします。

皆野町学校教育の在り方検討委員会
委員長 坂本 勉

皆野町の学校教育の在り方に関する提言

1. 町立小学校の統合について

児童数の急速な減少に伴い、学校小規模化による様々な課題が生じている。多くの子ども同士が関わりあい、多面的・多角的な視点や考え方を養うことのできる教育環境を実現するため、学校規模の適正化を図り、集団の規模を確保することが望ましい。

それを実現するために、町立小学校3校の統合を提言する。

統合時期は、既に複式学級化や単級化が進んでいることから、できるだけ早期の令和9年4月の統合が望ましい。

統合方法は、学校運営への影響、通学の利便性、施設状況及び経費節減効果などを考慮し、国神小学校及び三沢小学校の2校を皆野小学校へ統合する方法がよい。

統合にあたっては、児童の不安、保護者の心配を解消するよう図るべきである。

【提言のポイント】

① 望ましい姿

多くの子ども同士の関わりの中で、子どもたちが社会性を学び、多面的・多角的な視点や考え方を養うことができる教育環境となることが望ましい。

そのため、複式学級化を解消・防止し、適正な学校規模・学級規模を実現したい。

② 統合時期

既に複式学級化や単級化が進んでいることから、早期の統合が望ましいが、統合に必要な準備期間を考慮し、令和7年度から2年間の準備期間を設け、令和9年4月の統合を目指すのがよい。

③ 統合方法

国神小学校及び三沢小学校を、皆野小学校へ統合する方法がよい。

皆野小学校は、現在、各学年2学級で、他2校分の児童が増えても学級数が変わらず、学校運営上の影響が少ないため。

また、町の地理的中心部に位置し、校舎施設が最も新しく、統合後の児童数にも十分対応可能であるため。

ただし、各校の良い特色や伝統を引き継ぎ、発展的統合となるよう努めるべきである。

2. 学校将来像について

今後の学校教育環境の整備について、次の8項目のとおり検討したので提言する。

<p>① 学級編制 (教員配置含む)</p>	<p>学校規模は、クラス替えが可能な各学年2学級・計12学級となることが望ましい。 学級規模は、1学級20人程度が望ましい。 統合してなお、児童数減少により単級・複式学級の人数となった場合でも、きめ細かな指導環境を維持するよう図るべきである。</p>
<p>② 学校行事 ・教育活動</p>	<p>既存校の特色ある学校行事・教育活動は、教育効果や実施方法など精査した上で、統合後もできるだけ継続することが望ましい。 今後、学校規模が縮小していくことを考慮し、行事や活動によっては、小学校と中学校の合同で行うことを検討すべきである。</p>
<p>③ 通学・ 登下校</p>	<p>統合により遠方通学となる児童生徒のため、スクールバスを導入すべきである。 バス通学者の対象範囲の決め方については、文部科学省が示す基準である「通学距離4km以上または通学時間1時間以上」を目安とし、状況に応じて変更するなど、柔軟に対応できるとよい。 バスの運用においては、登下校時の利便性や安全面・防犯面に十分配慮し、また、校外活動等にも利用できるとよい。 また、徒歩通学者についても、安全確保を徹底すべきである。</p>
<p>④ 施設・ 設備・備品</p>	<p>統合に際し、必要十分な整備をすべきである。ただし、既存校の設備や備品を可能な限り活用できるとよい。 施設整備においては、不審者対策など防犯面にも配慮すべきである。</p>
<p>⑤ 地域との 関わり方</p>	<p>地域の人々と関わり、郷土や伝統文化を学ぶ機会があることが望ましい。 既存校の地域学習内容や、地域資源を活用できるとよい。 学校ボランティアについては、地域人材の高齢化や、担い手不足が予想されるため、これらの対策を検討すべきである。</p>
<p>⑥ 小中連携</p>	<p>義務教育9年間を見通した連続性・一貫性のある教育、中1ギャップ解消などのため、小中一貫教育の導入を見据えた小・中学校間の連携を進めるべきである。 小中兼務教員の配置、教職員の交流、児童生徒の交流、小中合同行事などについて、具体的な検討を始められるとよい。</p>

<p>⑦ 体操服・学用品</p>	<p>統合に伴う体操服等や学用品の差異については、無理に統一せず、当面の間は、そのまま使用できるとよい。 統一を図る際は、体操服やジャージを小・中学校で統一するなど、保護者の費用負担に配慮することが望ましい。</p>
<p>⑧ 廃校施設の活用</p>	<p>地域学習、地域活動や地域防災の拠点とするなど、地域資源として活用を図れるとよい。 廃校施設の扱いについては、地域住民の関心が高いことから、廃校施設を荒廃させないための手段や計画について、行政と地域住民が共有できることが望ましい。</p>

皆野町学校教育の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 皆野町の学校教育におけるより良い将来の在り方について総合的に検討し、今後の教育行政の充実に資するため、皆野町学校教育の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、皆野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる項目について審議し、その結果を教育委員会へ示すものとする。

- (1) 学校教育の振興に関する事。
- (2) 学校の統合に関する事。
- (3) 学校教育に関わる教育施設の整備に関する事。
- (4) 教育環境を支えるまちづくりに関する事。
- (5) その他教育委員会が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) 保護者代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 地域行政担当課長、政策推進担当課長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、教育長が指名し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。